

第 4 章 重点的な取組

第4章 重点的な取組

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

この関連3法は、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、「子ども・子育て家庭を社会全体で支援」することを目的とするなかで、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援を総合的に推進していくものです。

この目的を計画的に推進するため、子ども・子育て支援給付および各種地域子ども・子育て支援事業の確保を重点的な取組として設定し、今後5年間の需要量の見込みや、その確保の方策について定めます。

■子ども・子育て支援制度の全体像

◇子ども・子育て支援給付

施設型給付*

- 認定こども園*
- 幼稚園
- 保育所（園）

地域型保育給付

- 家庭的保育事業
（保育者の居宅などにおいて保育を行う。
定員は5人以下）
- 小規模保育事業
（定員は6人以上19人以下）
- 居宅訪問型保育事業
（子どもの居宅などにおいて保育を行う）
- 事業所内保育事業
（事業所内の施設などにおいて保育を行う）

◇地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業【新設】
- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業【新設】
- ④多様な主体の参入促進事業【新設】
- ⑤放課後児童健全育成事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会など要保護児童等に対する支援に資する事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩一時預かり事業
- ⑪病児保育事業
- ⑫子育て援助活動支援事業
- ⑬妊婦健康診査事業

1. 教育・保育施設*の確保

1) 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保内容およびその実施時期

教育・保育の利用状況および利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況および地域の実情などを考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

また、提供体制については、保護者の選択に基づき、多様な施設または事業者から教育・保育を受けられるようにすることが必要であることから、保護者の就労状況およびその変化のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況などに配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れる教育・保育の提供体制を定めます。

認定区分は、1号、2号、3号の3つの区分となりますが、より詳細に必要な数を把握するため、2号認定においては、保育の必要性ありと認定されても、保育を実施する施設により、「教育施設」と「保育施設」と分けて計画に記載します。

また、3号認定においては、より詳細に地域の実態に合わせた保育を提供するため、0歳と1・2歳を分けて計画に記載します。

■認定区分と提供施設

認定区分	保育の必要性の有無		該当年齢	提供施設
1号	保育の必要性なし		3～5歳	幼稚園、認定こども園
2号	保育の必要性あり	教育施設	3～5歳	幼稚園、認定こども園
		保育施設	3～5歳	保育所（園）、認定こども園
3号	保育の必要性あり		0歳	保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業
			1・2歳	保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業

また、各事業の内容は、以下のとおりとします。

【施設型給付】

認定こども園	学校教育・保育および家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校および児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設
幼稚園	「幼稚園教育要領」に基づき、幼児期の学校教育を行う事業
保育所（園）	「保育所保育指針」に基づき、日々保護者の委託を受けて「保育を必要とする」乳児又は幼児を保育する事業

【地域型保育給付】

小規模保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業
家庭的保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業
居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業
事業所内保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

【粕壁・内牧区域】

■教育・保育:「量の見込み」に対する「確保の内容」および「実施時期」

(単位:人)

		平成 27 年度					平成 28 年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1 号	2 号	2 号	3 号		1 号	2 号	2 号	3 号	
		3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育	3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育
①量の見込み (必要利用定員総数)		744	137	355	50	189	747	138	353	53	190
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育所(園)(教育・保育 施設)	1,145		338	50	177	1,145		338	50	177
	地域型保育事業				0	0				0	0
②-①		264		-17	0	-12	260		-15	-3	-13

		平成 29 年度					平成 30 年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1 号	2 号	2 号	3 号		1 号	2 号	2 号	3 号	
		3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育	3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育
①量の見込み (必要利用定員総数)		744	118	350	55	190	704	103	350	56	197
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育所(園)(教育・保育 施設)	1,145		372	56	197	1,145		372	56	197
	地域型保育事業				0	0				0	0
②-①		283		22	1	7	338		22	0	0

		平成 31 年度				
		教育施設		保育施設		
		1 号	2 号	2 号	3 号	
		3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育
①量の見込み (必要利用定員総数)		688	88	350	56	197
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育所(園)(教育・保育 施設)	1,145		372	56	197
	地域型保育事業				0	0
②-①		369		22	0	0

■確保方策

現在、7 か所の認可保育所(園)、4 か所の認可幼稚園が設置されています。

平成 29 年度までに、既存施設の定員拡大を図るとともに、認可保育所(園)または幼保連携型認定こども園*の施設などの設置により、量の確保に努めます。

【幸松・豊野区域】

■教育・保育:「量の見込み」に対する「確保の内容」および「実施時期」

(単位:人)

		平成 27 年度					平成 28 年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1 号	2 号	2 号	3 号		1 号	2 号	2 号	3 号	
		3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育	3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育
①量の見込み (必要利用定員総数)		487	89	247	34	164	488	90	246	37	191
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育所(園)(教育・保育 施設)	1,395		261	41	169	1,395		263	49	199
	地域型保育事業				0	0				0	0
②-①		819		14	7	5	817		17	12	8

		平成 29 年度					平成 30 年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1 号	2 号	2 号	3 号		1 号	2 号	2 号	3 号	
		3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育	3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育
①量の見込み (必要利用定員総数)		487	77	247	40	192	460	67	247	43	192
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育所(園)(教育・保育 施設)	1,395		261	49	199	1,395		261	49	199
	地域型保育事業				0	0				0	0
②-①		831		14	9	7	868		14	6	7

		平成 31 年度				
		教育施設		保育施設		
		1 号	2 号	2 号	3 号	
		3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育
①量の見込み (必要利用定員総数)		450	57	250	46	192
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育所(園)(教育・保育 施設)	1,395		261	49	199
	地域型保育事業				0	0
②-①		888		11	3	7

■確保方策

現在、6 か所の認可保育所(園)、5 か所の認可幼稚園が設置されています。

平成 29 年度までに、既存施設の定員拡大を図るとともに、認可保育所(園)または幼保連携型認定こども園の施設などの設置により、量の確保に努めます。

【武里区域】

■教育・保育:「量の見込み」に対する「確保の内容」および「実施時期」

(単位:人)

		平成 27 年度					平成 28 年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1 号	2 号	2 号	3 号		1 号	2 号	2 号	3 号	
		3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育	3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育
①量の見込み (必要利用定員総数)		599	110	330	44	226	602	111	331	47	228
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育所(園)(教育・保育 施設)	1,525		369	72	253	1,525		369	72	253
	地域型保育事業				0	0				0	0
②-①		816		39	28	27	812		38	25	25

		平成 29 年度					平成 30 年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1 号	2 号	2 号	3 号		1 号	2 号	2 号	3 号	
		3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育	3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育
①量の見込み (必要利用定員総数)		599	95	333	51	231	567	83	335	55	236
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育所(園)(教育・保育 施設)	1,525		369	72	253	1,525		369	72	253
	地域型保育事業				0	0				0	0
②-①		831		36	21	22	875		34	17	17

		平成 31 年度				
		教育施設		保育施設		
		1 号	2 号	2 号	3 号	
		3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育
①量の見込み (必要利用定員総数)		554	71	341	59	236
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育所(園)(教育・保育 施設)	1,525		369	72	253
	地域型保育事業				0	0
②-①		900		28	13	17

■確保方策

現在、6 か所の認可保育所(園)、5 か所の認可幼稚園が設置されています。

平成 27 年度に、幼保連携型認定こども園を 1 か所設置することにより、区域の必要量は確保できるものと考えます。

【豊春区域】

■教育・保育:「量の見込み」に対する「確保の内容」および「実施時期」

(単位:人)

		平成 27 年度					平成 28 年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1 号	2 号	2 号	3 号		1 号	2 号	2 号	3 号	
		3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育	3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育
①量の見込み (必要利用定員総数)		562	103	306	38	219	564	104	306	41	223
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育所(園)(教育・保育 施設)	1,180		303	53	190	1,180		303	53	190
	地域型保育事業				0	0				0	0
②-①		515		-3	15	-29	512		-3	12	-33

		平成 29 年度					平成 30 年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1 号	2 号	2 号	3 号		1 号	2 号	2 号	3 号	
		3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育	3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育
①量の見込み (必要利用定員総数)		562	89	308	44	224	532	78	309	47	226
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育所(園)(教育・保育 施設)	1,180		329	61	226	1,180		329	61	226
	地域型保育事業				0	0				0	0
②-①		529		21	17	2	570		20	14	0

		平成 31 年度				
		教育施設		保育施設		
		1 号	2 号	2 号	3 号	
		3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育
①量の見込み (必要利用定員総数)		530	66	313	49	226
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育所(園)(教育・保育 施設)	1,180		329	61	226
	地域型保育事業				0	0
②-①		584		16	12	0

■確保方策

現在、6 か所の認可保育所(園)、4 か所の認可幼稚園が設置されています。

平成 29 年度までに、既存施設の定員拡大を図るとともに、認可保育所(園)または幼保連携型認定こども園の施設などの設置により、量の確保に努めます。

【庄和区域】

■教育・保育:「量の見込み」に対する「確保の内容」および「実施時期」

(単位:人)

		平成 27 年度					平成 28 年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1 号	2 号	2 号	3 号		1 号	2 号	2 号	3 号	
		3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育	3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育
①量の見込み (必要利用定員総数)		509	93	263	29	148	511	94	263	31	150
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育所(園)(教育・保育 施設)	795		224	30	148	795		224	30	148
	地域型保育事業				0	0				0	0
②-①		193		-39	1	0	190		-39	-1	-2

		平成 29 年度					平成 30 年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1 号	2 号	2 号	3 号		1 号	2 号	2 号	3 号	
		3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育	3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育
①量の見込み (必要利用定員総数)		509	81	263	33	151	481	70	264	35	154
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育所(園)(教育・保育 施設)	795		274	38	178	795		274	38	178
	地域型保育事業				0	0				0	0
②-①		205		11	5	27	244		10	3	24

		平成 31 年度				
		教育施設		保育施設		
		1 号	2 号	2 号	3 号	
		3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育
①量の見込み (必要利用定員総数)		470	60	266	37	154
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育所(園)(教育・保育 施設)	795		274	38	178
	地域型保育事業				0	0
②-①		265		8	1	24

■確保方策

現在、4 か所の認可保育所(園)、3 か所の認可幼稚園が設置されています。

平成 27 年度に 46 人定員の認可保育所(園)を 1 か所設置し、さらに、平成 29 年度までに、既存施設の定員拡大を図るとともに、認可保育所(園)または幼保連携型認定こども園の施設などの設置により、量の確保に努めます。

2) 教育・保育の一体的提供および推進に関する体制の確保

①認定こども園の普及について

本市では、春日部市次世代育成支援行動計画において、就学前の子どもに教育・保育、子育て支援を一体的に提供する施設として、認定こども園の実施を検討してきました。その結果、教育・保育施設の協力もあり、これまで幼保連携型認定こども園を2か所、幼稚園型認定こども園*を1か所設置しています。併せて、本計画の初年度である平成27年度に、既存の私立幼稚園が保育園を創設し、幼保連携型認定こども園へ移行することが決定しています。

今後も子どもの数は減少することが予測されますが、0歳から2歳までの低年齢児の保育ニーズの高まりが予測されます。

そのため、本市においては、確保方策として、新規保育施設の設置とともに、既存施設の幼保連携型認定こども園への移行などを推進します。

②質の高い幼児期の学校教育・保育について

本市では、就学前の子どもに質の高い教育・保育を提供するため、1歳児の担当保育士の国基準を超えた配置、県と連携した保育士・幼稚園教諭の研修を実施しています。

引き続き、関係機関、関係団体などとの連携を図り、保育士・幼稚園教諭などの人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育事業の拡充に対応しつつ、市内のどの教育・保育施設を利用しても質の高い教育・保育を受けられる環境を整備します。

③地域における子育て・子育て支援について

本市では、13の中学校区ごとの地域子育て支援拠点の設置による親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助の実施や市内67施設（平成26年8月1日現在）への赤ちゃんの駅*の設置、独自に子育て支援に取り組んでいる子育て支援活動団体の活動への助成を行うなど、地域における子育て・子育て支援を支援しています。

地域住民一人ひとりが、子どもの豊かな感性・人間性が地域社会とのつながりによって育まれることをしっかりと認識し、子育ての意義および子ども・子育て支援事業の重要性について関心を深め、地域における子育て支援に積極的に関わっていけるよう、各種事業・取組を実施します。

④幼保小連携の取組の推進について

本市では、幼稚園・保育所（園）と小学校とのスムーズな連携を図るため、幼保小連絡会の開催、情報交換会、相互訪問などを実施しています。

幼稚園教諭や保育士の交流事業などを通じ、関係者の共通理解を図ることで一貫した教育・保育の指導を推進します。

また、幼稚園・保育所（園）・小学校が連携し、幼児・児童の豊かな社会性を育むとともに、幼稚園・保育所（園）から小学校への円滑な移行・接続を図ります。

2. 地域子ども・子育て支援事業の確保

①利用者支援事業【新設】

《事業概要》

子ども・子育て支援新制度において新たに位置づけられた事業です。市民が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるよう、利用希望者からの相談に応じて必要な情報提供やアドバイスを行うとともに、関係各機関との連絡調整や情報集約を行います。

《本市の取組》

市では現在、未実施の状況です。

(単位:か所)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市 全 域	量の見込み	1	1	1	1	1
	提供体制（確保の内容）	0	0	1	1	1
	見込みと提供体制の差	-1	-1	0	0	0

《提供体制、確保策の考え方》

平成 29 年度までに、市内に 1 か所設置し、市民の円滑な利用を促進します。

②延長保育事業

《事業概要》

保育事業を利用している乳幼児の保護者が、就労時間の延長などにより保育標準時間（11時間）を超える保育が必要な場合、保育所（園）での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行う事業です。

《本市の取組》

市では現在、29 か所の保育所（園）で実施しています。

（単位：人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
粕壁・内牧	量の見込み	123	120	116	113	110
	提供体制（確保の内容）	123	120	116	113	110
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
	実施か所数	7	7	8	8	8
幸松・豊野	量の見込み	78	75	73	71	69
	提供体制（確保の内容）	78	75	73	71	69
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
	実施か所数	6	7	7	7	7
武里	量の見込み	95	92	90	87	85
	提供体制（確保の内容）	95	92	90	87	85
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
	実施か所数	7	7	7	7	7
豊春	量の見込み	90	87	84	82	80
	提供体制（確保の内容）	90	87	84	82	80
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
	実施か所数	6	6	7	7	7
庄和	量の見込み	76	73	71	69	68
	提供体制（確保の内容）	76	73	71	69	68
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
	実施か所数	5	5	6	6	6

《提供体制、確保策の考え方》

市内 29 か所の保育所（園）により、量は確保されています。

認可保育所（園）の設置時には、事業の実施に努めます。

③実費徴収に係る補足給付を行う事業【新設】

《事業概要》

幼稚園や保育所（園）の保育料については、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例などにより利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。

本事業は、保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

《本市の取組》

市では現在、未実施の状況です。

《提供体制、確保策の考え方》

市では現在未実施の状況ですが、状況や必要に応じ事業の実施内容や方法といった対応を検討してまいります。

④多様な主体の参入促進事業【新設】

《事業概要》

国の待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、小規模保育などの設置を促進していくことが必要です。

その一方で、新たに開設された施設や事業が安定かつ継続的に運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要となります。

本事業は、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設などに対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業などの連携施設のあっせんなどを実施する事業です。

《本市の取組》

市では現在、未実施の状況です。

《提供体制、確保策の考え方》

市では現在未実施の状況ですが、状況や必要に応じ事業の実施内容や方法といった対応を検討してまいります。

⑤放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

《事業概要》

小学生児童のうち、保護者が就労などのため放課後などに常時留守になっている家庭の児童を対象に、学校の教室などで、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。

《本市の取組》

市では現在、22 か所の放課後児童クラブを設置し、民間では2 か所の放課後児童クラブを設置しています。

（単位：人）

				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
公立	1	粕壁	量の見込み	102	97	95	89	87
			提供体制（確保の内容）	100	100	100	100	100
			見込みと提供体制の差	-2	3	5	11	13
	2	内牧	量の見込み	76	78	82	87	88
			提供体制（確保の内容）	60	90	90	90	90
			見込みと提供体制の差	-16	12	8	3	2
	3	豊春	量の見込み	87	87	85	84	83
			提供体制（確保の内容）	90	90	90	90	90
			見込みと提供体制の差	3	3	5	6	7
	4	武里	量の見込み	62	64	63	65	65
			提供体制（確保の内容）	70	70	70	70	70
			見込みと提供体制の差	8	6	7	5	5
	5	幸松	量の見込み	83	77	78	81	80
			提供体制（確保の内容）	85	85	85	85	85
			見込みと提供体制の差	2	8	7	4	5
	6	豊野	量の見込み	57	56	57	54	51
			提供体制（確保の内容）	70	70	70	70	70
			見込みと提供体制の差	13	14	13	16	19
	7	備後	量の見込み	35	34	36	34	35
			提供体制（確保の内容）	60	60	60	60	60
			見込みと提供体制の差	25	26	24	26	25
	8	八木崎	量の見込み	107	108	109	109	109
			提供体制（確保の内容）	110	110	110	110	110
			見込みと提供体制の差	3	2	1	1	1
	9	牛島	量の見込み	60	56	59	54	53
			提供体制（確保の内容）	70	70	70	70	70
			見込みと提供体制の差	10	14	11	16	17
	10	緑	量の見込み	63	60	58	56	54
			提供体制（確保の内容）	70	70	70	70	70
			見込みと提供体制の差	7	10	12	14	16

				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
公 立	11	上 沖	量の見込み	107	114	115	118	116
			提供体制（確保の内容）	140	140	140	140	140
			見込みと提供体制の差	33	26	25	22	24
	12	正 善	量の見込み	70	69	64	60	57
			提供体制（確保の内容）	70	70	70	70	70
			見込みと提供体制の差	0	1	6	10	13
	13	立 野	量の見込み	89	89	85	84	80
			提供体制（確保の内容）	80	109	109	109	109
			見込みと提供体制の差	-9	20	24	25	29
	14	宮 川	量の見込み	49	47	47	45	43
			提供体制（確保の内容）	50	50	50	50	50
			見込みと提供体制の差	1	3	3	5	7
	15	藤 塚	量の見込み	51	51	50	47	45
			提供体制（確保の内容）	70	70	70	70	70
			見込みと提供体制の差	19	19	20	23	25
	16	小 湊	量の見込み	62	60	56	54	52
			提供体制（確保の内容）	70	70	70	70	70
			見込みと提供体制の差	8	10	14	16	18
	17	武 里 南	量の見込み	68	64	62	61	60
			提供体制（確保の内容）	70	70	70	70	70
			見込みと提供体制の差	2	6	8	9	10
	18	武 里 西	量の見込み	98	97	93	89	85
			提供体制（確保の内容）	90	90	90	90	90
			見込みと提供体制の差	-8	-7	-3	1	5
	19	南 桜 井	量の見込み	65	66	69	68	67
			提供体制（確保の内容）	50	75	75	75	75
			見込みと提供体制の差	-15	9	6	7	8
	20	川 辺	量の見込み	80	80	76	73	65
			提供体制（確保の内容）	75	75	75	75	75
			見込みと提供体制の差	-5	-5	-1	2	10
	21	桜 川	量の見込み	90	88	84	81	74
			提供体制（確保の内容）	100	100	100	100	100
			見込みと提供体制の差	10	12	16	19	26
	22	中 野	量の見込み	60	64	67	69	69
			提供体制（確保の内容）	50	70	70	70	70
			見込みと提供体制の差	-10	6	3	1	1

				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
民 間	1	学園 すすむ	量の見込み	30	30	30	30	30
			提供体制（確保の内容）	45	45	45	45	45
			見込みと提供体制の差	15	15	15	15	15
	2	どろんこ	量の見込み	40	40	40	40	40
			提供体制（確保の内容）	40	40	40	40	40
			見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
合計			量の見込み	1,691	1,676	1,660	1,632	1,588
			提供体制（確保の内容）	1,785	1,889	1,889	1,889	1,889
			見込みと提供体制の差	94	213	229	257	301

《提供体制、確保策の考え方》

市では、平成 31 年度までに、量の不足が見込まれる学区については、順次施設の整備を検討します。

民間放課後児童クラブでは、入室が見込まれる児童を受け入れ、量の確保に努めます。

⑥子育て短期支援事業

《事業概要》

子育て短期支援事業は、児童を養育している家庭の保護者が、病気や仕事、出産、育児疲れなどにより、児童の養育が一時的に困難になった場合に児童養護施設などでお預かりすることにより、児童およびその家庭への子育て支援を図るものです。

《本市の取組》

本市では子育て短期支援事業は実施していません。

(単位:人/年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市 全 域	量の見込み	19	21	22	24	26
	提供体制（確保の内容）	0	0	0	0	0
	見込みと提供体制の差	-19	-21	-22	-24	-26
	実施か所数	0	0	0	0	0

《提供体制、確保策の考え方》

子育て短期支援事業については、現段階ではこれを実施するだけの量の見込みも少なく、他の育児支援サービスの利用などにより十分な対応が図れていることから、当面はこれを継続し、必要に応じて事業の実施を検討します。

⑦乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

《事業概要》

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に、母子保健推進員、保健師、助産師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに親子の心身の状況や養育環境などの把握を行います。

《本市の取組》

市では現在、生後2か月頃の乳児がいる全ての家庭をかすかべびーず訪問事業として、母子保健推進員、保健師、助産師が訪問しています。

(単位:人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市 全 域	量の見込み	1,536	1,499	1,466	1,437	1,412
	提供体制（確保の内容）	1,536	1,499	1,466	1,437	1,412
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

《提供体制、確保策の考え方》

母子保健推進員、保健師、助産師の家庭訪問により提供体制は確保されています。

⑧養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会など要保護児童等に対する支援に資する事業

《事業概要》

養育支援訪問事業は、育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要とされる家庭を対象に、保健師、看護師や子育て経験者などで研修を受けた者が訪問し、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるための支援や相談支援を行うものです。

また、要保護児童等に対する支援に資する事業は、児童福祉の関係者から構成される要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童の適切な保護、要支援児童や特定妊婦への適切な支援を図るものです。

《本市の取組》

市では、養育支援訪問事業は実施していませんが、養育支援が必要な家庭には、児童福祉法に基づく乳児家庭全戸訪問事業や母子保健法に基づく訪問事業等の中で対応を行っています。この事業で把握した児童も含めた要保護児童等に対する支援については、平成18年度より、春日部市要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童等の情報交換、実態把握、個別事項の協議などについて、関係各機関との連携を図っています。

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市 全 域	量の見込み	6	6	6	6	6
	提供体制（確保の内容）	6	6	6	6	6
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

《提供体制、確保策の考え方》

養育支援訪問事業については、現段階ではこれを実施するだけの量の見込みも少なく、現行の訪問事業で十分な対応が図れていることから、当面はこれを継続し、必要に応じて事業の実施を検討します。

また、要保護児童等に対する支援については、要保護児童対策地域協議会を中心に、これまでも関係各機関との連携を図り対応を進めており、今後も、要保護児童等へのきめ細かな対応を図るため、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を定期的に開催するなど、関係各機関とのより緊密な連携を進め、事業の円滑な実施に努めます。

⑨地域子育て支援拠点事業

《事業概要》

地域子育て支援拠点事業は、子育て中の親の孤立感や不安感に対応するため公共施設や保育園などの地域の身近な場所で、子育てに関する相談や子育て中の親子の交流などを通じて子育てを支援する事業です。

《本市の取組》

地域子育て支援拠点事業として、13 か所の地域子育て支援拠点を設置しています。

(単位:人/年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市 全 域	量の見込み	73,463	72,936	72,480	71,580	70,903
	提供体制（確保の内容）	73,463	72,936	72,480	71,580	70,903
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
	実施か所数	13	13	13	13	13

《提供体制、確保策の考え方》

市内 13 か所の地域子育て支援拠点により、量は確保されています。

今後においても、13 か所の地域子育て支援拠点が連携しながら、子育て世帯のニーズを把握し、事業の質の向上を図ります。

⑩一時預かり事業

《事業概要》

保護者が仕事、疾病、冠婚葬祭、育児疲れなどからのリフレッシュなどの理由により、家庭において一時的に保育を必要とする幼児を、主として昼間において保育所その他の場所において一時的な預かりを行う事業です。

《本市の取組》

市では現在、幼稚園および公立保育所で実施しています。

（幼稚園）

（単位：人/年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市 全 域	量の見込み	111,524	111,519	111,401	111,522	111,755
	提供体制（確保の内容）	111,524	111,519	111,401	111,522	111,755
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
	実施か所数	21	21	21	21	21

（保育所）

（単位：人/年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市 全 域	量の見込み	6,080	5,869	5,663	5,497	5,358
	提供体制（確保の内容）	6,080	5,869	5,663	5,497	5,358
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
	実施か所数	10	10	10	10	10

《提供体制、確保策の考え方》

市内 21 か所の幼稚園と 10 か所の保育所により、量は確保されています。

施設の連携と、子育て世帯のニーズを把握し、事業の質の向上を図ります。

⑪病児保育事業（病後児保育事業）

《事業概要》

発熱などの急な病気となった子ども（病児）や病気回復期の子ども（病後児）が、教育・保育施設に通えなかったり、保護者による保育ができない場合に、病院・診療所・保育所（園）などに付設された専用スペースなどにおいて、一時的に保育を行います。

《本市の取組》

市では現在、民間認可保育園 1 か所において、病後児保育事業を実施しています。

（単位：人/年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市 全 域	量の見込み	548	550	552	554	556
	提供体制（確保の内容）	548	550	552	554	556
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
	実施か所数	1	1	1	1	1

《提供体制、確保策の考え方》

病後児保育事業の量は確保されており、利用促進に努めます。

⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート事業）

《事業概要》

ファミリー・サポート事業は、子どもを預けたい人と預かりたい人が会員となって、子どもの送迎や一時預かりなどの会員相互の育児援助活動を行うことで、仕事と育児の両立を図る事業です。

《本市の取組》

保育所（園）、幼稚園、小学校、放課後児童クラブなどの送迎や一時預かりサービスを行う春日部市ファミリー・サポート・センターのほかに、主に病気や病気の回復期にある子ども（病後児等）の預かりや、宿泊を伴う子どもの預かりサービスを行う春日部市緊急サポート・センターの充実を図っています。

（単位：人/年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市 全 域	量の見込み	1,130	1,180	1,230	1,280	1,330
	提供体制（確保の内容）	1,130	1,180	1,230	1,280	1,330
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
	会員数	1,130	1,180	1,230	1,280	1,330

《提供体制、確保策の考え方》

ファミリー・サポート事業は、一定の活動件数で推移しており、会員数も年々増加傾向にあります。

今後においても、既存の保育施設では応じきれない保育ニーズに応え、仕事と育児を両立しやすい環境づくりを図っていきます。

⑬妊婦健康診査事業

《事業概要》

妊婦の健康の保持増進を図り、安心・安全な妊娠・出産を迎えられるよう、妊婦健康診査を行います。

《本市の取組》

市では現在、妊娠届出時に妊婦健康診査助成券（合計 14 回分）を交付し、医療機関などにおいて妊婦健康診査を実施しています。

（単位：人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市 全 域	量の見込み	1,690	1,649	1,612	1,580	1,553
	提供体制（確保の内容）	1,690	1,649	1,612	1,580	1,553
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

《提供体制、確保策の考え方》

妊婦健診事業の量は確保されており、利用促進に努めます。